

市県民税・固定資産税の納期前納付報奨金制度を廃止します

税務課収納係
☎0824-73-1145

永年にわたりご利用いただきました納期前納付報奨金制度を、平成19年度から廃止することになりました。

この納期前納付報奨金制度は、年度当初の財源確保・納税意識の向上を目的に設けてきましたが、制度の趣旨が概ね達成されていることや、報奨金制度そのものが納税者全員を対象としていないことに対する

批判があること、他の自治体の実施状況、また危機的な財政状況など、総合的な状況を勘案した結果、市議会定例会において市税条例の改正議決により、平成19年度課税分からの廃止を決定しました。

制度廃止についてご理解いただき、今後とも納期内納付にご協力をお願いします。なお、平成19年度以降も、全納制度(第1期から第4期までの税額を一括して納付すること)は、今までどおり行います。

平成20年度から、旧庄原市内で所有されている農耕用車両の課税が始まります。

税務課資産税係
☎0824-73-1144

現在、旧庄原市内でトラクターなどの農耕用車両を所有されている場合、軽自動車税は課税されていませんが、旧比婆郡の各町および総領町では地方税法にもとづき課税されています。

1市6町の合併にあたり、合併協議会において、旧庄原市についても平成20年度から農耕用車両に対する軽自動車税(1台あたり年額1,600円)が課税されることが決定されています。

届出のある車両につきましては、現在確認をしていますが、対象となる農耕用車両を購入・取得されている方で、届出をされていない場合は、税務課で登録の手続きを行い、標識の交付を受けてください。

Q 軽自動車税の対象となる農耕用車両とは？

対象車両

- ①トラクター・コンバイン⇒道路使用の有無に関わらず対象になります。
- ②乗用型田植機⇒道路を使用する車両が対象になります。
- ③動力運搬車(トップカー)⇒小型特殊自動車の型式認定を受けたものが対象になります。型式認定を受けているか分からない場合は、次の条件に当てはまれば対象になります。→(1)乗用でしか運転できない(2)ハンドルは固定式

※道路とは、不特定多数の人が使用することのできる道です。(国・県・市町村道/農林道など)

バイク・軽自動車などの廃車、名義変更はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車を登録されている所有者に課税されます。すでに軽自動車を他人に売却・譲渡した場合や廃棄されている場合には、所定の手続きが必要です。手続きをされていない場合には、登録されている方に引き続いて軽自動車税が課税されることとなりますのでご注意ください。

また、4月2日以降に廃車手続きをされた場合でも、その年度分の軽自動車税の納税通知書は、4月1日現在の所有者に送付します。軽自動車を売ったり、買ったりしたときや使用を止めたとき、住所などが変わったときは必ず手続きをしてください。

■手続き先および問い合わせ先

軽自動車の種類	手 続 き 先
原動機付自転車(125ccまでのバイク) 小型特殊自動車・農耕用車両	税務課 ☎0824-73-1144 または各支所税務担当係
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会 ☎082-503-8475 広島市西区観音新町4丁目13番13-4号
軽二輪車(125ccを超え250ccまでのバイク)	広島県自動車整備振興会 軽自動車部二輪窓口 ☎082-295-2244 広島市西区観音新町4丁目13番13-3号
二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068 広島市西区観音新町4丁目13番13-2号

※年度中途に廃車などの手続きをされても、その年度分の軽自動車税の還付はありません。